

通信



「第 49 回盛岡・北上川ゴムボート川下り大会」（四十四田ダム）

目 次

- | | |
|--|---------|
| ●表紙写真 | 1 P |
| ●岩手地域総合研究所第 28 回子育て教育部会
テーマ：「教育無償化と「高校再編」、「教員不足問題」
報告者：岩手県立大学准教授 山沢 智樹さん | 2 P～4 P |
| ●生存権裁判（いのちのとりで裁判）を考える市民のつどい | 4 P～6 P |
| ●岩手地域総合研究所 2025 年度通常総会 | 7 P～8 P |

NPO 法人

岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目 8 番 21 号 Mホール

Tel・Fax: 019-624-6715

メール: i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

岩手地域総合研究所 第 28 回子育て教育部会

(6月21日、アイーナ)

テーマ…「教育無償化と高校再編」、
「教員不足問題」

報告者…岩手県立大学准教授 山沢智樹さん

授業料無償化について

東京都は、昨年度から都立大学学生の生計維持者が都内在住の場合、授業料を全額免除としています。高校については、今年度から公・私立を問わず 11 万 8, 800 円の就学支援金についての所得制限を撤廃し、公立高校授業料は実質的に無償化されました。



大阪府では 2024 年度から高校 3 年生の授業料について、公・私立ともに一人当たり 63 万円までを上限として、国と府が負担し、それ以上は学校が負担する形で、所得を問わずに保護者の負担を無くす新たな制度を打ち出しました。

ただし、教育費というのは授業料の他にも生徒会費や後援会費、施設設備費、修学旅行費

などがあるので、授業料と教育費というのは分けて考えなければなりません。無償化と言ったときに、何の補助が下りてきて、何を家計負担で賄っているかというあたりは、整理しておかないと見過ごしてしまう点が多々あるということです。

大阪、東京の施策に関する懸念点

(公立高校の統廃合)

授業料無償化で家計からの持ち出しが減るからいいじゃないかと思われるかもしれないのですが、ちよつと複雑な問題があります。

世帯の収入や所得の状況によつては、授業料とプラス α の分の補助を得て、より条件の整った私立学校を選択するということも考えられます。

お金があるんだつたら冷暖房がちゃんと整っていたり、教室が綺麗な学校を選びたいりますよね。そういう動きも実際出てきているようです。それで経済的上位層が私立高校に抜けていくと、定員に満たなくなった公立高校の統廃合が進められ、大阪ではここ数年で 80 校くらいの高校を一気に減らしにかかっているというようなことが起きています。

(自治体間の人口の奪い合い)

自治体独自の「無償化」は、その自治体の住

民が対象になっていて、近隣府県から通ってくる生徒は対象となりません。これは都道府県レベルでの人口の奪い合いです。子育て世帯が東京とか大阪などを選ぶことも出てくるでしょう。

人口減少と私立大学の定員

財務省の審議会で、地方の私立大学・短大は大学の体を成していないということが言われています。18 歳人口は平成元年(1988 年)から 35 年間で約 5 割、90 万人の減少です。

一方、大学・短大数は大幅に増加しています。今後更なる人口減少が見込まれるなかで、安定的・持続的な教育の質の確保に支障が生じるおそれがあるため、設置認可の厳格化や定員減・統廃合・撤退等を行いやすくするための制度的対応を図るとしています。

岩手の高校再編

岩手県教育委員会の高校再編ビジョンが 5 月に策定され、今関係者の懇談会が行われています。地方の専門学校とか短大というのがなくなっていくと、地方の高校の存在意義というのがまたひとつ危うくなります。そこそ大学になってから仙台に行くとか東京に行くとかではなくて、もっと早い段階から、中学を出たら…というのが、財務省の審議会の資

料を見ていて頭にちらつきます。

教員の働き方改革と給特法問題

教員の働き方改革をめぐって財務省はかなりクールに見えていて、教職業務の効率化の徹底、デジタルトランスフォーメーションの活用です。教員の数を増やすより、教員の仕事の在り方を見直さないと強く言ってきています。

給料に関しては教員の給料を上げることによって他の業種と人材確保を競合するようになっては意味がない、メリハリある給与体系ということ、今回の給特法の改正で「主務教諭」を置くことになりました。

要は全員の給料を上げるんじゃないで、一部の先生の給料を上げる。誰がこの主務教諭



をやるのか、その主務教諭の先生が今まで子どもと向き合っていた仕事はどこに行くのかというのを考えると、給料を上げないという言い訳には

なりません。

あと、教員の勤務時間には大きな幅があり、時間外勤務の少ない者もいる、長時間勤務を固定化するおそれもあるとして、調整額を上げたらみんなが長時間勤務をするようになるというのです。別に学校の先生はアルバイトの学生がもう1時間働いて時給を稼ぎたいというのとは訳が違うので、まさに本末転倒的なことを言ってきているのです。

それで今回、特別支援の調整額を切り下げ、それを一般教諭につけるというようなことも結局通ってしまった。学級担任を持つている先生に専門性があるということなのですが、特別支援の専門性とは何か、結局文科省の財源の中で調整しなさいということが響いて、教員の給料を全般的に上げるというよりは、特別支援のものを一般担任のところを持つていくとか、主務教諭という人を一部に作って、そこに仕事を持つていくというような動きになってきていると言わざるを得ません。さらに教育委員会とか学校運営協議会で働き方改革の徹底をさらにやっていくというのです。

しかし、これが機能していればわざわざこんなことにはなっていなかったはずですが。

計画の策定・公表、実施状況の公表を義務付けると言ったときに、どういう実施計画が出

てくるのかとか、それによって在校時間をとにかく削って持ち帰り残業が増えていくのかとか、そういったところも見えていかなければいけなくなってきました。

国の財政負担削減

かつての教員定数改善計画では、教育条件を良くしていくために教員の定数を増やしていった。それで1学級の人数は、昔は50人とか60人だったのが、今は35人にまで減ってきているわけです。その方向性が21世紀に入ってから止まっています。国庫補助負担金、税源移譲を含む税源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直す「三位一体の改革」の中で、義務教育費国庫負担制度も見直しの対象となり、都道府県が給与の種類・額や教職員数を自由に決定することができる「総額裁量制」が2006年に導入されました。

何人の先生を県としてどの学校に配置するかを都道府県等で決めます。それによって何が起きてきたかという、正規の数はちよつと抑える。それよりも安い金額で働いてもらえるような臨時的任用とか非常勤の人を増やすということになってきました。

もう1つは、教職員の給与費についての国庫負担額の占める割合が、2006年に1/2から1/3へ引き下げられてきているとい

うのも大きなことです。教員の給料の総額の中で、国は1/3分しか出しません。2/3分は都道府県・政令市で出してくださいということになっている。

都道府県・政令市もお金を使うところがあるわけです。教育の予算に回せずに、そこをちよつとでも減らしたら、それに対応する1/3に国の予算も減らされるということが起きています。

非正規教員について、教員採用試験で一発合格はしないんだけど、週何時間、市内のどここの学校に行ったりというような先生たちが結構いたんです。

近年、退職していった人が多いので全体が増えているわけではないのですが、教員採用数の増加によって今までだったら臨時的任用を経て正規の教員になっていく人たちが、最初から正規として採られるようになったのです。もちろん正規として採用されることは全然いいことなのですが、いざ途中で産育休、病休だというときにパツと入れる先生のプールがなくなるわけです。非正規としてのプールが全体として縮小してきている。

働き方改革は放りっぱなし

調整額というのは、人材確保法による処遇改善で、教員が必要だから教員に来る人には

ちよつと付きますというのが手当だったはずなのですが、それがいつの間にか給料とみなされるようになってきたり、残業代だとみなされるようになってきていて、結局給料の本俸は上がりません。その手当の分だけ上げますというような、金額にしてみても大した額になりません。世の中でイメージされるような給料アップとは全然違います。調整額が上がるというのが先走っていて、結構世の中で教員の給料上がるのかと言われているのですが、本俸は変わらないのです。

そもそも働き方改革というのは、過労死が出てきたりということが始まりだったのです。しかし、働き方を放つたらかして処遇改善、処遇改善でも給与ではなくて、結局残業代の手当に行こうかというのは、入り口から出口に向かつて道がズレてきているということは問題として指摘しておかなければなりません。(文責…事務局)

事務局からのお願い

今年度の会費納入票をお送りしますので、8月末までに納入お願いします。

事務所からは領収書は発行しませんが、お支払金受領書を領収書代わりに保管ください。特に領収書が必要な方は事務局までご連絡ください。

生存権裁判(いのちのとりで裁判)を考える市民のつどい

本つどいは岩手県生健会と岩手県社保協の共催により、6月14日(土) 10時から県民会館第3会議室で26人の参加で開催されました。その概要をお伝えします。

岩手県生活と健康を守る会 澤田稔会長のあいさつ

6月27日に最高裁の判決がありますが、いずれ全国的な総括もしながら前に進むわけですが、そういう状況を踏まえて、政治を変えることがやはり裁判の姿勢も変えるんじゃないかっていう気持ちと同時に、裁判の中にも司法の中にも正義はまだ生きているということへの希望も合わせ持ちながらこれからやっていきたいという思いです。よろしくお願ひいたします。

小笠原基也弁護士の問題提起

私からはいのちのとりで裁判と弁護団が言ってきた裁判について、二つの高裁の判決を解説しながら訴訟とはどういうものなのかということについてお話をしたいと思います。

裁判の主な争点



今回の裁判の主な争点ですが、厚生労働大臣の基準の引き下げ、この基準の見直しというものが裁量権の範囲内にあるのかというのが争点になっています。判断の枠組みとして憲法25条がある。何が必要最小かという健康で文化的な生活水準を維持するためというこの基準については、原則的には行政の裁量がすごく大きいんです。ただその行政の持っている裁量を逸脱・乱用すると違法・違憲という話になりますよって言うのが、今回の考え方です。

保護法の8条。保護は厚生労働大臣の定める基準によりとなっていて、ここは厚生労働大臣が定めることができます。よってここは厚生労働大臣に委任していますよということ、この基準により測定した要保護者の需要を基準とし、つまりどれだけ必要性があるかということを基準として、不足補充制というんですが、足りない部分について補う必要程度について補充しますということ。だから8条というのは3条の健康で文化的な最低限の基準を厚生労働大臣に作るようにと定めてい

る。ただしそれは保護を受ける人の需要を一番の基本とする。何が必要かと生きていく上で健康で文化的な生活をしていく上で何が必要か、これを満たさなければなりませんよということ。逆に言うと、これを満たさない基準を作った場合には法律の委任の範囲を逸脱しているということで、裁量権の逸脱だという話。だから今回の基準が、言い換えれば生活保護法8条に違反する違法なものなのかどうなのかということ。ここがメインということになります。

大阪高裁の判決

模範解答とも言えるのはこの大阪高裁、政権から見ると100点満点の模範解答です。

憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活というのは現状認定ですけど、国は全ての生活の面において、社会福祉、社会保障費、公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないって言っている。それでは向上だったら下げちゃいかんよって言うことがそこから導かれるのかという話ですが、裁判所はそれは認めなかった。これは努力義務であって、努力しても駄目なものは駄目なんだから、下がる時は下がるんですって、言っちゃえばそういう話ですね。

厚生労働大臣の裁量権の範囲において、基

準部会なんかやらなくたってこの厚労省の役人さんは専門家なんだから、その人達が言ってるんだから、それいいんじゃないっていうひどい制度的な判断をしてしまいました。一つ一つについて本当に検証しているのか、やってないんだろうと思います。

名古屋高裁の判決

これに対して名古屋高裁はどうか。最初にこの基準の見直しが専門家がこぞって反対しているのに、本当に合理性があるのかという疑問符を突き付けています。

次にゆがみ調整ですが、増額幅を勝手に1/2に不利な処理をしているわけですけども、この根拠を全然明らかにできない、要はブラックボックスですね。これ訴訟の途中に明らかになってきたことなんですけれども、訴訟上の信義則に反するものと言わざるを得ない。

次がデフレ調整です。消費者物価指数というのは消費者全般です。富めるものから貧しいものまで全般の平均なんです。消費者物価指数は生活保護世帯のような低所得世帯についての生計の変動や可処分所得の実績変動を測定するための手段としては不適切として、生活保護相当物価指数というのを細かく決めている。そこに厚労省は低所得者があまり買

えないパソコンなどを入れて、大きく物価指数が下がっているとした。初めてやるデフレ調整については、その判断は後に第三者による検証可能な形で厳格にされるべきなのにブックボックスではないですか、と断罪しました。

以上のことから、最低限度の生活の具体化にかかる判断の過程及び手続における過誤、欠落があつて、裁量権の逸脱があるし、少なくともその乱用があると認められる、としました。

そして、ここが名古屋高裁の特徴です。9年間に渡って苦しい生活を強いられたので、その前の改定分が取り消されてその差額が払われたとしても、その生活を我慢しなければならなかったことが繰り返されるべきものではないということでは国家賠償、慰謝料を盛り込んだということです。

裁判での証言を基にした報告

沼田崇子さん

私は岩手県職員の福祉職として採用され、長年生活保護に関わってきました。私が出会った受給者の方々はまさか自分が生保を利用するようになるとは思わなかったと皆さんおっしゃいます。でも人生の中で、「人生のアクシデント」と私は言いますけれども、自分が真

面目に生きてきてもマイナスを抱え込む事態に陥ることがあるんです。それはいい加減に好き放題放蕩していたという人はまずいいです。真面目に真面目に生きてきたけども、様々な事情で受給するに至った人たちです。

生活保護費受給者の一例ですが、深刻なのは冠婚葬祭の知らせが来てもお悔やみとかお祝いを包めないから、ものすごく親しかった人や、ものすごくお世話になった人にお別れの挨拶に行けない。それを何かの時に言われた人はちよつと都合ができてとか知らなかったもんやとかそうやって嘘をついてごまかさなければならぬ、そのそういう気持ちを抱えるっていうことです。

もう一つの事例ですが、私が知っている母子家庭の子どもさんが学校で履くズック靴が小さくなったんですが、親に言えなかったんですね。足痛くてズックのかかとを潰して履いていて、先生に注意され、その時は指先を縮めて必死になって入れて、何回目かに注意されたときにお母さんに連絡が来たんですね。その時初めてお母さんはズックが小さくなっていたけど子供が言い出せなかったっていうことを知って、すごく親として情けないって私の前でもうボロボロボロボロ泣きました。そういう事例が珍しくないんですね。

生活保護制度っていうのは50近い制度に影響を及ぼすっていうことを国が発表しています。多くの国民に直接関係があるんだっていうことを理解していただきたいと思っています。

勝訴して、その引き下げられた分を元に戻すという戦いが必要です。勝った、いがったではなく、勝ったらそこがスタートという風に私は捉えています。皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っています

生活保護利用者からの報告 古館さん

青森県出身で東京、青森、岩手と居住地を移しながら、米軍基地や飯場、米軍お抱えのタクシー運転手、英語の通訳、予備校の英語の先生等をしていましたが、会社の不正や米軍の暴行事件、受験競争などの不条理に対する疑問から職を転々とし、今は生活保護を受けています。

自分のしたいことをするために、何かを犠牲にしなければならないというのは違うと思います。もともと自由に生活する権利っていうのは、世界の中で大事にされるべきもので、人間はその自由を共有するためにちゃんとリスペクトされなければならない。そういうことは与えられた権利ではないかなと考えています。

(文責 研究所事務局)

岩手地域総合研究所 2025 年度通常総会

2025 年度の岩手地域総合研究所通常総会が 5 月 25 日(日) 13 時 30 分から県民会館会議室を会場に開催されました。今回も遠隔地の会員の参加も考慮し、対面とオンライン併用での開催としました。

議事に先立って井上理事長が、今総会は 2024 年度の総括と 25 年度にどのような活動を進めるかご審議いただきます。

昨年度は連続講座でもフォーラムでも現在の課題を探索し、学習する機会としては大いに評価できる内容でした。ただ、毎回オンラインの操作に問題があるので、開催方法を検討しなければならぬと考えています。今年も研究活動、学習活動に力を入れていくので皆さんのご協力をお願いします、と挨拶しました。

盛岡市職労委員長吉田さんが議長に選出され、以後議長により議案の審議が進められました。

出席状況は本人出席が 21 名(会場 14 名、Zoom 7 名)、委任出席が 27 名の計 48 名の出席で、正会員の 1/3 を超えていることから総会が成立していることを議長が宣言しました。

第 1 号議案 2024 年度活動報告、決算及び監査報告についてはそれぞれ、小松事務局長 齊藤会計担当 牛間木監事から報告がされました。以後採決に入りましたが、満場一致で承認されました。

第 2 号議案 2025 年度活動計画及び予算について提案がされました。

昨年度は理事会を 1 回しか開催しておらず、理事の皆様のご意見を反映できなかったことを反省し、その時々開催していきます。

調査研究活動については各研究部会で学習活動を進め、その中から研究所としての調査・研究テーマを見つけていくことや、連続講座やフォーラムの内容についても検討を進めていきます。

団体会員の活動情報の共有化については、昨年度は待ちの体制で集約ができなかったことから、研究所の方から各団体に働きかけを強めていきます。

今年度の「連続講座『岩手の再生』は統一テーマを「失われた 30 年を取り戻す」に設定し、シンポジウム形式で 4 つの分野で開催します。毎年冬の時期になっていったことから、参加しやすい冬前に終了するよう努めることにしました。

「わたし☆まちフォーラム in いわて」では協賛団体と協議の上テーマや開催方法につい



て計画していきます。

地方財政分析実践講座については会員や自治体職員、地方議員のニーズの把握をしたうえで、要実施の検討をしていきます。などの提案がされました。

第 2 号議案についても満場一致で承認されました。

第 3 号議案の役員の選任について提案があり、この 2 年間で担当する理事が選出されました。学識者を含む 3 名の新しい理事が選出されました。

前回の理事会において採択された岩手地域総合研究所公益通報者保護要綱の報告がありました。

議事終了後、新しい理事の紹介がありました。

会員の皆様には研究所の活動に対し、従来に増してご支援をよろしくお願いいたします。

文責 岩手地域総合研究所 事務局

岩手地域総合研究所 2025年度役員名簿			
役 職	氏 名	所 属	所 在
理事長	井上博夫	元岩手大学	陸前高田市
副理事長	新妻二男	元岩手大学	盛岡市
//	吉田 仁	いわて労連	盛岡市
常任理事	五十嵐久美子	岩手医労連	盛岡市
//	荻原武雄	いわて食・農ネット	滝沢市
//	川口義治	岩手県生活と健康を守る会	滝沢市
//（新）	杭田俊之	岩手大学	盛岡市
//（新）	小松勝治	岩手地域総合研究所	盛岡市
//	鈴木露通	岩手県社会保障推進協議会	盛岡市
//	中野るみ子	いわて労連	盛岡市
//	沼田崇子	全国公的扶助研究会	盛岡市
//	吉田敏恵	岩手県生協連	雫石町
事務局長（新）	黒澤 誠	岩手地域総合研究所	盛岡市
理 事	阿部 勝	学童保育連絡協議会	陸前高田市
//	金野耕治	いわて労連	奥州市
//	坂下 豊	岩手県商工団体連合会	盛岡市
//	高橋典成	NPO法人輝け「いのち」ネットワーク	西和賀町
//	土屋直人	岩手大学	盛岡市
//	新田英則	北上地域労連	北上市
//（新）	長谷川公一	盛岡大学	滝沢市
//	宮井久男	元岩手県立大学	盛岡市
//	村田浩一	岩手県農協労組	盛岡市
//（新）	山沢智樹	岩手県立大学	盛岡市
//（新）	横山 圭	一関市職労	一関市
//	横山英信	岩手大学	盛岡市
監 事	牛間木眞一	岩手革新懇	盛岡市
//	高橋英治	盛岡民主商工会	盛岡市